

政令第 号

都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令

本則中「都市再生特別措置法」の下に「（次条において「法」という。）」を加える。

表東京駅・有楽町駅周辺地域の項中「東京駅・有楽町駅周辺地域」を「東京都心・臨海地域」に改め、「日本橋川」の下に「の中心線」を加え、「都道日比谷豊洲埠頭東雲町線、同区と中央区との区界線、同区と港区との区界線、都道外濠環状線、都道日本橋芝浦大森線及び」を「都道日比谷芝浦線、特別区道千第四百四十六号、都道白山祝田田町線、都道外濠環状線、一般国道一号線、特別区道千第四百四十八号、都道霞ヶ関渋谷線、都道外濠環状線、一般国道二百四十六号線、都道環状三号線、都道日比谷芝浦線、東京都市計画道路

幹線街路環状第三号線の南側端線に相当する線、同都市計画道路支線五の南側端線に相当する線、東海旅客鉄道東海道新幹線、特別区道第九十六号線、特別区道第七百四十八号線、特別区道第千百十四号線、港区海岸二丁目と同区芝浦一丁目及び同区海岸一丁目との境界線、海岸線、隅田川の北側端線、亀島川の西側端線、特別区道中京第四百二号線並びに」に、「河川又は道路」を「都市計画道路以外の道路又は鉄道」に改め、「囲まれた区域」の下に「（東京都立浜離宮恩賜庭園の区域を除く。）」を加え、同項地域の欄に次のように加える。

東京都中央区の区域のうち、佃一丁目から三丁目まで、月島一丁目から四丁目まで、勝どき一丁目から六丁目まで、豊海町及び晴海一丁目から五丁目までの区域

東京都港区の区域のうち、台場一丁目（十番及び十一番を除く。）及び二丁目の区域

東京都江東区の区域のうち、豊洲一丁目から六丁目まで、東雲一丁目及び二丁目（首都高速湾岸線以北の区域に限る。）、「有明一丁目（平成十四年十一月十四日以後に公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定による竣功認可のあった埋立地を除く。）」、「二丁目及び三丁目（十五番から十七番まで及び平成二十二年六月七日に同法の規定による竣功認可のあった埋立地を除く。）」並びに青海一丁目及び二丁目の

区域

東京都の区域のうち、平成十一年五月二十一日に公有水面埋立法の規定による埋立ての免許のあった埋立区域（中央区の地先水面におけるものに限る。）

表環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域の項を削る。

表東京臨海地域の項を次のように改める。

品川駅・ 田町駅周 辺地域	東京都港区及び品川区の区域のうち、特別区道第千三十号線と特別区道第八百三十号線との交差点を起点とし、順次同特別区道、特別区道第八百二十九号線、港区芝浦三丁目百十七番及び同丁目十一番七十二と同丁目十一番百十八との境界線、同丁目十一番七十二と同丁目十一番三、同丁目十一番七十一、同丁目十一番百三十八、同丁目十一番百三十七及び同丁目十一番四との境界線、同区芝四丁目三百三十六番六及び同丁目三百三十六番十二と同区芝浦三丁目十一番四との境界線、同区芝四丁目三百三十六番十二及び同丁目三百三十六番六と同区芝五丁目三百十五番一との境界線、特別区道第二百二十号線、一般国道十五号線、特別区道第千二十四号線、同区三田四丁目五番一と同丁目四番一との境界線、同丁
---------------------	--

目五番一、同丁目五番六十六から六十八まで、同丁目五番五十六、同丁目五番二及び同区三田三丁目四百七番九と同区三田四丁目七番との境界線、同区三田三丁目四百七番九と同丁目四百九番三との境界線、同丁目四百七番九及び同丁目四百七番四と同丁目四百七番五との境界線、特別区道第九百八号線、一般国道十五号線、東京都市計画道路幹線街路環状第四号線の北側端線に相当する線、一般国道一号線の東側端線、同都市計画道路の南側端線に相当する線、特別区道第千二十四号線、特別区道第千五十一号線、特別区道第三百二十八号線、特別区道第千五十二号線、特別区道第八百四十四号線、一般国道十五号線、特別区道Ⅲ―一号線、特別区道準幹線三十号線、特別区道Ⅲ―十九号線、特別区道Ⅲ―十二―一号線、特別区道Ⅲ―十二号線、特別区道Ⅲ―九十号線、特別区道第千百三十四号線、特別区道第千百三十五号線、特別区道第千百三十六号線、特別区道第二百四十三号線、都道日本橋芝浦大森線、都道品川埠頭線、同区港南三丁目及び同区芝浦四丁目と同区港南一丁目との境界線、東日本旅客鉄道東海道線、都道日比谷芝浦線並びに特別区道第千三十号線を経て起点に至る線（都市計画道路及び一般国道一号線以外の道路又は鉄道にあっては

域	その中心線とし、同区港南三丁目及び同区芝浦四丁目と同区港南一丁目との境界線から東日本旅客鉄道東海道線に移るにはその最初の交会点から移るものとする。で囲まれた区
---	---

表新宿駅周辺地域の項中「特別区道二十一―千二百七十一の起点を起点とし、順次同特別区道及び特別区道二十一―千三百四十を経て同特別区道と同区と中野区との区界線との交会点に至る道路の中心線以南の区域」を「一番及び十九番から二十二番まで」に改める。

表渋谷駅周辺地域の項中「東京都市計画道路補助線街路第六十号線」の下に「の中心線に相当する線」を、「の線」の下に「に相当する線」を、「至る線」の下に「都市計画道路以外の」を加える。

表横浜駅周辺地域の項中「横浜駅周辺地域」を「横浜都心・臨海地域」に、「高島二丁目並びに」を「高島一丁目及び二丁目、」に、「以北の区域に限る。」の「を」を「以北の区域に限る。」並びに「みなとみらい一丁目から六丁目までの区域、桜木町四丁目から七丁目までの区域（一般国道十六号線以東の区域に限る。）

、市道栄本町線（みなとみらい大橋の区域に限る。）の区域並びに横浜国際港都建設計画道路三・一・七号栄本町線支線一号線の区域に相当する区域及び同都市計画道路の整備に関連して埋立てを実施する横浜港

湾計画に定める」に改め、同項地域の欄に次のように加える。

横浜市中区の区域のうち、内田町の区域、桜木町一丁目から三丁目までの区域（一般国道十六号線以東の区域に限る。）、「海岸通五丁目並びに北仲通五丁目及び六丁目の区域並びに本町五丁目及び六丁目の区域

（一般国道百三十三号線以北の区域に限る。）

表横浜みなとみらい地域の項を削る。

表川崎殿町・大師河原地域の項中「市道中瀬第十号線」を「市道旭町第十三号線」に改め、「一般国道四百九号線」の下に「市道中瀬第十四号線、京浜急行電鉄大師線の中心線、市道東門前第十一号線、市道大師河原第四号線、県道東京大師横浜線、一般国道四百九号線、東日本旅客鉄道東海道貨物支線の西側端線、市道皐橋水江町線、市道殿町夜光線、小島町と夜光一丁目との境界線、末広運河」を、「至る」の下に「線（」を加え、「の中心線」を「にあつては、その中心線）」に、「殿町三丁目二十六番及び二十七番並びにこれらの区域に隣接する道路」を「臨港地区（小島町の区域に限る。）」に改める。

表名古屋駅周辺・伏見・栄地域の項中「市道武平町線と一般国道十九号線」を「市道泉第七号線と市道外堀相生町線」に、「同国道」を「同市道、市道外堀町通、市道大津通、一般国道十九号線」に、「市道牛島

町第四号線」を「市道輪ノ内町第七号線、市道西藪下輪ノ内町線、市道菊井一丁目第一号線、市道則武新町三丁目第一号線、市道広井町線第一号、県道名古屋甚目寺線、市道牛島町第三号線」に改め、「市道牧野第四十六号線」の下に「の南側端線」を加え、「名古屋都市計画道路三・三・十四椿町線の中心線に相当する線、名古屋臨海高速鉄道西名古屋港線、中村区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番二との境界線、市道向野橋線、市道東進船溜り西線、市道東進船溜り西線支線第一号」を「の南側端線、中村区平池町四丁目一番三と同丁目一番二との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十一番八、同丁目六十番十二及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一番七と同丁目二百五十二番との境界線、同丁目五十一番六と同丁目二百五十四番との境界線、同区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番二との境界線、ささしまライブ二十四土地区画整理事業区画道路十三―二号線、同区画道路九―一号線」に、「及び市道武平町線」を「、市道武平町線並びに市道泉第七号線」に、「道路又は鉄道」を「市道牧野第四十六号線及び市道牧野第五十三号線以外の道路」に改める。

表大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域の項中「福島区の区域のうち、」の下に「福島一丁目の区域（を、「府道大阪伊丹線以東の区域」の下に「に限る。」）並びに福島六丁目及び七丁目の区域（大阪駅大深西

地区土地区画整理事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当する区域に限る。」を、「北区の区域のうち」の下に「、豊崎六丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び五丁目、大淀中一丁目並びに大淀南一丁目の区域（大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当する区域（大阪都市計画道路広路四御堂筋線の東側端線に相当する線以西の区域に限る。）及び大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。）」を加え、「、梅田一丁目から三丁目まで、」を「並びに梅田一丁目から三丁目までの区域並びに」に、「大阪都市計画道路Ⅰ・三・九本庄西天満線の東側端線に相当する線」を「市道裁判所東筋線、市道鳥居筋線」に改め、同項の次に次のように加える。

大阪ビジ	大阪市中央区の区域のうち、大阪都市計画道路都島阿倍野線の東側端線に相当する線と都
ネスパー	島区と中央区との区界線との交差点を起点とし、順次同区界線、大阪城と城見一丁目との
ク駅周辺	境界線及び同東側端線に相当する線を経て起点に至る線で囲まれた区域
・天満橋	大阪市中心部の区域のうち、市道赤川天王寺線と都島区と中央区との区界線との交差点を
駅周辺地	起点とし、順次同区界線、北区と中央区との区界線、同区北浜東及び同区石町二丁目と同

<p>域</p>	<p>区天満橋京町との境界線、同区石町二丁目と同区石町一丁目との境界線、同区島町二丁目と同区島町一丁目との境界線、市道高麗橋線並びに市道赤川天王寺線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>
<p>福岡都心 地域</p>	<p>福岡市中央区及び博多区の区域のうち、那珂川と市道千鳥橋唐人町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道那の津千四百五十二号線、市道長浜千四百四十九号線、市道長浜博多駅一号線、市道長浜博多駅二号線、一般国道二百二号線、市道今泉七百十号線、市道薬院六百四十二号線、市道博多駅草ヶ江線、市道博多駅前八十八号線、市道博多駅前九十三号線、市道博多駅南二千四百二十四号線、市道博多駅南二千四百八十二号線、市道博多駅南二千四百七十一号線、市道博多駅東二千五百七号線、市道博多駅山王線、市道博多駅東二千五百二十九号線、市道博多駅前線、市道博多駅前十号線、一般国道二百二号線、県道博多停車場線、県道博多港線、市道博多姪浜線及び那珂川を経て起点に至る道路又は河川を中心線で囲まれた区域</p>

表博多駅周辺地域の項を次のように改める。

福岡市博多区の区域のうち、港中A―十五臨港道路と海岸線との交会点を起点とし、順次海岸線、那珂川の東側端線、市道千鳥橋唐人町線、市道築港本町四百七十五号線、市道石城町四百八十七号線、市中A―五臨港道路、市中B―四臨港道路、港中A―十四臨港道路、市中B―七臨港道路、市中A―三臨港道路、港中A―十二臨港道路及び港中A―十五臨港道路を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

表福岡天神・渡辺通地域の項を削る。

表備考第一号中「東京駅・有楽町駅周辺地域、環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域、」、新宿駅周辺地域」及び「、横浜みなとみらい地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域」を削り、表備考第二号中「、横浜駅周辺地域」、川崎殿町・大師河原地域」及び「、名古屋駅周辺・伏見・栄地域」を削り、「、北九州黒崎駅南地域及び福岡天神・渡辺通地域」を「及び北九州黒崎駅南地域」に改め、表備考第三号中「、東京臨海地域」を削り、表備考第四号中「、福山駅南地域及び博多駅周辺地域」を「及び福山駅南地域」に改め、表備考中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日

本則を第一条とし、同条に見出しとして「(都市再生緊急整備地域)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(特定都市再生緊急整備地域)

第二条 法第二条第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域及び渋谷駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。

名称	地域
札幌駅・大通駅周辺地域	札幌市中央区、北区及び東区の区域のうち、市道東二丁目線と市道北九条線との交差点を起点とし、順次同市道、市道西二丁目線、市道北八条線、市道西五丁目線、市道南二条線、市道西八丁目線、市道南三条線、市道西五丁目線、市道南四条線、一般国道三十六号線、主要市道真駒内篠路線、市道大通南線、市道東二丁目線、一般国道十二号線、一般国道

	<p>五号線、市道北五条線及び市道東二丁目線を経て起点に至る道路の中心線（主要市道真駒内篠路線及び一般国道五号線にあつては、その東側端線）で囲まれた区域</p>
<p>横浜都心 ・臨海地 域</p>	<p>横浜市神奈川区の区域のうち、鶴屋町（市道青木浅間線以南の区域に限る。）及び金港町（一般国道一号線以西の区域に限る。）の区域</p> <p>横浜市西区の区域のうち、北幸一丁目及び二丁目、楠町（市道青木浅間線以东の区域に限る。）、浅間町（市道青木浅間線以东で県道横浜生田以北の区域に限る。）、南幸一丁目及び二丁目、高島一丁目及び二丁目、平沼一丁目（県道横浜生田以北の区域に限る。）並びにみなとみらい一丁目（一番、二番、五番から七番まで、十番二、十一番一、十三番一及び十五番を除く。）、二丁目（一番、二番及び七番十を除く。）及び三丁目から六丁目までの区域、桜木町四丁目から七丁目までの区域（一般国道十六号線以东の区域に限る。）、市道栄本町線（みなとみらい大橋の区域に限る。）の区域並びに横浜国際港都建設計画道路三・一・七号栄本町線支線一号線の区域に相当する区域及び同都市計画道路の整備に関連して埋立てを実施する横浜港港湾計画に定める区域</p>

	<p>横浜市中区の区域のうち、内田町の区域、桜木町一丁目から三丁目までの区域（一般国道十六号線以東の区域に限る。）、海岸通五丁目並びに北仲通五丁目及び六丁目の区域並びに本町五丁目及び六丁目の区域（一般国道百三十三号線以北の区域に限る。）</p>
<p>川崎殿町 ・大師河 原地域</p>	<p>川崎市川崎区の区域のうち、多摩運河の西側端線と多摩川の南側端線との交差点を起点とし、順次同南側端線、市道殿町第二十二号線、殿町三丁目二十九番と同丁目十四番との境界線、市道殿町第二十三号線、市道殿町第三十四号線、一般国道四百九号線及び多摩運河の西側端線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>
<p>名古屋駅 周辺・伏 見・栄地 域</p>	<p>名古屋市西区、中村区及び中川区のうち、市道米屋町第一号線と市道上笹島町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道堀内町第一号線、市道広井町第二号線、市道名駅第十五号線、東海旅客鉄道東海道本線、市道牧野笹島町線、名古屋鉄道名古屋本線、中村区下広井町一丁目十四番五と同丁目十四番六との境界線、同丁目十四番一と同丁目十四番八及び同丁目十四番四との境界線、同区牧野町字六反田一番三と同区下広井町一丁目十四番四及び同区牧野町字六反田一番四との境界線、同区平池町四丁目五十一番一と同丁目六十番七</p>

、同丁目六十番九、同丁目五十一番九、同丁目六十番十二及び同丁目五十一番八との境界線、同丁目一番一、同区太閤二丁目六番及び同区平池町四丁目一番三と同丁目一番二との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十一番八、同丁目六十番十二及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一番七と同丁目二百五十二番との境界線、同丁目五十一番六と同丁目二百五十四番との境界線、同区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番二との境界線、ささしまライブ二十四土地区画整理事業区画道路十三―二号線、同区画道路九―一号線、市道愛知名駅南線、市道日置下広井線、市道下広井町線、市道江川線、市道下広井町線支線第一号、市道祢宣町下笹島線、県道名古屋長久手線並びに市道米屋町第一号線を経て起点に至る線（道路又は鉄道にあつては、その中心線）で囲まれた区域

名古屋市東区及び中区の区域のうち、市道武平町線と市道錦通との交差点を起点とし、順次同市道、市道久屋大通の西側端線、市道本重町通、市道長者町通、市道入江町通、市道南久屋南新町線、市道武平通及び市道武平町線を経て起点に至る線（市道久屋大通以外の道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域

大阪駅周	大阪市福島区の区域のうち、福島六丁目及び七丁目の区域（大阪駅大深西地区土地区画整
辺・中之	理事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道支線の区域に相当
島・御堂	する区域に限る。）
筋周辺地	大阪市北区の区域のうち、豊崎六丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び五丁目
域	、大淀中一丁目並びに大淀南一丁目の区域（大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当する区域（大阪都市計画道路広路四御堂筋線の東側端線に相当する線以西の区域に限る。）及び大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。）
	、茶屋町及び芝田一丁目の区域（市道梅田北野線の東側端線と市道北野方面東西四号線の北側端線との交差点を起点とし、順次同北側端線、市道北野茶屋町線の西側端線、市道工業学校表通線の北側端線、芝田二丁目及び大深町と芝田町一丁目との境界線、角田町と芝田一丁目及び茶屋町との境界線並びに市道梅田北野線の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。）
	、大深町の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業及び大阪駅大深東地区土地区画整理事業の施行区域（大阪駅大深東地区土地区画整理事業区画道路四号

	<p>線の区域を除く。)に限る。) 、角田町及び曾根崎二丁目の区域(市道梅田北野線、市道梅田善源寺線及び一般国道百七十六号線以西の区域に限る。)並びに梅田一丁目、二丁目(西梅田地区地区計画の区域に限る。)及び三丁目の区域</p>
<p>大阪コス モスクエ ア駅周辺 地域</p>	<p>大阪市住之江区の区域のうち、南港北一丁目(一番から六番まで、七番十八、七番五十、七番六十二、九番、十七番、二十番、二十四番及び二十五番の区域、三十番及び三十一番の区域(コスモスクエア駅の南側端線以南の区域に限る。)並びに三十二番及び三十三番の区域並びにこれらの区域に隣接する道路の区域を除く。)及び二丁目(一番に限る。)の区域</p>
<p>福岡都心 地域</p>	<p>福岡市中央区の区域のうち、那珂川と市道博多姪浜線との交会点を起点とし、順次同市道、市道長浜博多駅一号線、市道長浜博多駅二号線、市道大名七百五十六号線、市道大名七百五十七号線、市道舞鶴薬院(中一一)線、一般国道二百二号線、市道今泉七百十号線、市道薬院六百四十二号線、市道博多駅草ヶ江線、市道春吉渡辺通線、一般国道二百二号線、薬院新川及び那珂川を経て起点に至る道路又は河川の中心線で囲まれた区域</p>

福岡市博多区の区域のうち、市道博多駅東二千五百二十九号線と市道博多駅前線との交差点を起点とし、順次同市道、市道博多駅前十号線、市道博多駅前三十五号線、市道博多駅前三十七号線、市道御供所井尻三号線、市道博多駅草ヶ江線、市道博多駅前八十八号線、市道博多駅前九十一号線、市道博多駅前八十九号線、市道博多駅前九十二号線、市道博多駅前九十号線、市道博多駅草ヶ江線、市道博多駅南二千四百二十四号線、市道博多駅南二千四百八十二号線、市道博多駅南二千四百七十一号線、市道博多駅東二千五百七号線、市道博多駅山王線及び市道博多駅東二千五百二十九号線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域

福岡市博多区の区域のうち、港中A―十五臨港道路と海岸線との交差点を起点とし、順次海岸線、那珂川の東側端線、港博B―九臨港道路、港博A―七臨港道路、市道築港本町四百八十一号線、市道石城町四百八十七号線、市中A―五臨港道路、市中B―四臨港道路、港中A―十四臨港道路、市中B―七臨港道路、市中A―三臨港道路、港中A―十二臨港道路及び港中A―十五臨港道路を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲ま

れた区域

備考 この表に掲げる区域は、平成二十三年十一月十日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

都市再生緊急整備地域として新たに品川駅・田町駅周辺地域等二地域を定めるとともに、特定都市再生緊急整備地域として札幌駅・大通駅周辺地域等十一地域を定める等の必要があるからである。